

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保企画担当
 内線：3357

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業													
B17	特定健康診査等実施事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	特定健康診査等実施事業費													
事業期間	平成20年度～	根拠法令	国民健康保険法第75条 高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条	宣言項目 分野施策			010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsゴール	3												
1 事業の概要				5 事業説明																	
生活習慣病の発症を予防し、医療費の適正化を図るため、平成20年度から医療保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられた。 これらの円滑な実施を支援するため、特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を上限に予算の範囲で補助。 特定健康診査等実施事業費補助金 39,800千円				(1) 事業内容 生活習慣病の発症を予防し医療費の適正化を図るため、特定健康診査(※1)及び特定保健指導(※2)を実施する国民健康保険の運営主体である国民健康保険組合の支援。 ※1)特定健康診査は、生活習慣病の該当者・予備群を減少させるため、特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために実施。 ※2)特定保健指導は、特定健康診査で抽出された対象者が自らの健康を振り返り、問題点を認識して、生活改善を行うため実行可能な目標を立てられるよう支援することを目的とする。 (2) 事業計画 ≪R3年度受診率(見込)≫ 特定健康診査受診率64%、特定保健指導受診率22% (3) 事業効果 生活習慣病の発症を予防することで、医療費適正化が図られる。 ≪受診実績≫ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度(速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査</td> <td>51.2%</td> <td>53.5%</td> <td>53.4%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>4.9%</td> <td>4.8%</td> <td>6.1%</td> </tr> </tbody> </table>							平成29年度	平成30年度	令和元年度(速報値)	特定健康診査	51.2%	53.5%	53.4%	特定保健指導	4.9%	4.8%	6.1%
	平成29年度	平成30年度	令和元年度(速報値)																		
特定健康診査	51.2%	53.5%	53.4%																		
特定保健指導	4.9%	4.8%	6.1%																		
2 事業主体及び負担区分				(4) 受診率向上に向けた取組 指導監督により組合のインセンティブを高め、受診率の向上を図る。 (5) 終期を設定できない理由 国民健康保険法第75条において必要な費用の補助について定められている。 特定健康診査における国負担額の基準単価は保険者の平均的な契約単価を大きく下回っており、国保組合の実際の負担額に見合った確実な支援が必要である。なお、現在、政府要望等で国庫負担の見直しを要望しているところである。																	
3 地方財政措置の状況																					
普通交付税(単位費用) (区分)高齢者保健福祉費(細目)高齢者保健費 (細節)高齢者保健費(積算内容)医療費適正化推進費 (特定健康診査・保健指導負担金)																					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員																					
9,500千円×0.2人=1,900千円																					
財 源 内 訳																					
予算額								一般財源	前年との 対比												
決定額	39,800							39,800	0												
前年額	39,800							39,800													